

著作権法的視角からみた ‘布の絵本’ についての試論的検討

山 本 順 一

本稿は、学習院女子大学で開催された第63回日本図書館情報学会研究大会の初日、2015年10月17日に報告した研究成果について、そのときの質疑応答と同日の懇親会ならびにその後の親しい仲間との酒席での会話から教えられ、気がついた事柄、さらにはこの研究に取り組む契機を与えてくださった林左和子先生から発表後にお送りいただいた資料をも踏まえ、再検討を加えて仕上げたものである（本稿の作成は、林左和子先生のサポートがなければ不可能であった。大いに感謝したい）。

トラブルはあったが、わたしはいま柄にもなく、本学の教員組合執行委員長¹の職務に復している。本学に転任して7年、私学の雰囲気になじもうと思って、比較的まじめに教員組合の組合大会や理事会相手の団体交渉に顔を出してきた。そのような場において、最近は顔を見かけることが少なくなり淋しく感じているが、赴任当初は組合大会や団交の場でよく通る凛とした声で迫力のある発言をされていたのが経済学部²の鈴木健先生である。所属学部は違っても、先生の退任にあたって、先生に拙い論稿をささげるのがわたしの務めのように思う。

1. はじめに

2015年3月、知り合いの先生（上記の静岡文化芸術大学、林左和子教授である）からメールをいただいた。「布の絵本は、一点一点手作りなので、

キーワード：布の絵本、著作権、公立図書館、二次的著作物、アメリカ著作権法

他人の手による複製は写本の製作になぞらえることができるように思います。布の絵本として考案されたものについて、(公立)図書館が原作者(団体)以外の製作した作品、著作権者の許諾を得ずに製作された作品を受け入れないとする利用に供することのできる作品の数は極端に少なくなり、利用できる人たちがきわめて少なくなってしまいます」とあった。‘布の絵本’の著作権のありようを明確に意識しながらも、関係者が安心して製作し、日本の公立図書館で利用に供し、そしてできれば製作・利用の拡大を実現したい。そのような方向をめざすとき、著作権を動的に理解するためのアドバイスがほしいという趣旨が示されていた。

本報告は、そのようなわたしに向けられた林左和子先生の問いかけに対して、わたしなりの基本的な考え方を提示しようとするものである。

2. ‘布の絵本’とは

2.1 ‘布の絵本’を表現する言葉

少し長くなるが、『図書館情報学用語辞典 第4版』(日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編, 丸善, 2013)に掲載されている‘布の絵本’の定義をあげるところから、論じることにはしたい。そこには、‘busy book’という英語があてられ「厚地の台布に、絵の部分をアップリケし、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、紐で留めたり、外したり、結んだりできるようにし、文の部分を手書きした、絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書。長期入院児や在宅障害児を対象とした子ども図書館「ふきのとう文庫」(北海道札幌市)が、1975(昭和50)年、全盲で肢体不自由、知的障害もある2歳児の母親の要求に応じて研究し、米国の主婦が作った布の絵本“BUSY BOOK”(天竺木綿の台布に、フェルトで三角形のテントがアップリケされ、ファスナーで開閉できるなどの工夫がされた手作りの図書)をもとに開発した。エプロンやカレンダー、パネル、タペストリーにしたものもある。健常児を含めて遊具、機能回復訓練教材などに利用されている。」(p.193)と書かれている。

『図書館情報学用語辞典 第4版』では、‘布の絵本’の英語表現として、‘busy book’があげられている。現在の勤務先である桃山学院大学の附属図書館所蔵のすべての英語の辞書と図書館情報学にかかわる専門事典にあたったが、そのような項目の記載を発見できなかったものの、‘quiet book’ ‘cloth book’という言葉も同様に‘布の絵本’を意味している。Google検索をすると、‘静かな本’(quiet book)については、「A quiet book is a book (usually made out of fabric) filled with quiet activities for children. It's often used for special times, like church, when you need to keep children happy and quiet. Or you can just use it when you want a break!」¹⁾とあり、訳すと「静かな本というのは、(ふつうは布でできた)子どもたちをおとなしくさせておく本である。それはしばしば、子どもたちに対して幸せて静かなひとときをもたせる必要があるとき、たとえば教会にいるときなど、特別な時間に利用される。そうでなければ、ちょっと(子どもの世話から離れ)休憩したいときに、それを利用すればよい」ということになる。また、ネット検索をすると‘cloth (children's) books’というキーワードで‘布の絵本’がヒットするので、英語でも‘布の本’(cloth book)という語が理解され、用いられていることが分かる。

また、‘Quiet Bookとはどのようなものか?’というタイトルを掲げたブログの2015年1月21日の書き込みに「quiet book … soft book … busy book … cloth book … これら多数の語が用いられているが、その中身は同じである」²⁾とあるように、‘soft book’(柔らかな本)という言葉もまた‘布の絵本’を意味している。これらの語句でGoogleの画像検索をすれば同様に‘布の絵本’がディスプレイに姿をあらわすので、言葉は異なっても同様に‘布の絵本’を意味していることが分かる。

1) <http://quietbookblog.blogspot.jp/p/what-is-quiet-book.html>

2) <http://so-sew-easy.com/quiet-book/>

2.2 ‘布の絵本’ というもの

布を主要な素材とする‘布の絵本’は、主として視覚障害をもつ障害児にとって情報アクセスの障害を緩和・軽減する‘バリアフリー絵本’の一種として観念されることが少なくない。大活字本、点字図書、音訳資料、マルチメディアデジターなどと同列に論じられ得るもののひとつと認識される場合があるのである。

ひるがえって、‘絵本’であるが、テキストが添えられた絵が読者に語りかけ、一定のメッセージを伝えるもので、主として子どもたちに提供される紙媒体の印刷資料である。この‘絵本’についての理解には、①(子どもにとっての)玩具(のひとつ)、②(ことばを超えて子どもたちそれぞれに対して描かれた絵が語りかける)絵の本、③(絵とテキストが一体不可分となった独特の性質を備えた)児童文学の一部、④(児童文学作品とは異なる、子どもを対象とする芸術性を備えた)独自のジャンルなど、4つの考え方が³⁾ようだが本稿ではそのような議論には踏み込まない。また、印刷されたふつうの(厚)紙の絵本とは別に、その絵本をさわったり、その絵本の一部を構成する素材や部分を動かしたり、取り外したり、くっつけたり、また音やにおいを媒介として、見る・読むといった視覚を含む五感を総動員して、作者の伝えたいメッセージを理解したり、楽しむ絵本もある⁴⁾。その場合には晴眼児も本来利用可能なもののはずである。用いる紙の材質に工夫し、絵の部分に隆起印刷技術を施したり、隆起印刷面に滑らかさやざらつきを加えたり、絵の部分にレザー、テープ、布等を貼り付け、一定の質感やふくらみで立体感をもたせた‘さわる絵本’がよく知られている。一例をあげれば、絵本の絵のところ、「雪は綿を薄くはり、凍ったスロープにはゼロテープをはりつける」⁵⁾などするのである。

3) 棚橋美代子「第9章「布の絵本」は絵本か」(棚橋美代子ほか『絵本論：この豊かな世界』創元社、2005、p.127-130.)

4) [棚橋美代子]「はじめに：絵本の可能性」(棚橋美代子ほか『絵本論：この豊かな世界』創元社、2005、p.3.)

5) 攪上久子「日本のバリアフリー絵本：その現状と可能性」『絵本学』8号(2006)、61-67、p.63.

この‘さわる絵本’に連なるものとして、紙の代わりに布をベースとした‘布の絵本’がある。

3. 図書館と‘布の絵本’

国際図書館連盟が公表している「子どもたちに対する（公共）図書館サービス（実施のための）ガイドライン」(Guidelines for Library Services to Babies and Toddlers)には、‘子どもたちのために公共図書館が収集する資料’について、「子どもたちのための本は、（たとえば、‘さわって感じられる’本など）さまざまな種類の布でできたものでなければならない。子どもたちがさわったり、においをかいだり、音を聴いたりできる諸要素を特徴とする‘さわる絵本’は、障害をもつ子どもたちにとって、リテラシー・スキルの修得に非常に大きな役割を果たすものである。従来からの厚紙の本や絵本を超えて、子どもたちは柔らかな布の絵本を必要としている⁶⁾と指摘しており、世界の公共図書館が収集すべき図書館資料のひとつに数え上げている。

絵本に恵まれないアジアの地方の公共図書館では、紙よりも丈夫で、洗濯したり、傷めばつくろったり、繰り返し利用ができ、修復が容易な‘布の絵本’を図書館資料として収集し、利用に供しているとの記述も見られる⁷⁾。

送っていただいた林左和子先生の（いずれ公表されるのであろうが）未公表の原稿によれば、2010年現在、日本の公立図書館のなかで、‘布の絵本’を所蔵しているのは323館（当時の公立図書館は3,176館⁸⁾なので1割が‘布の絵本’を所蔵していたことになる）、図書館館相互貸借を含め個人貸出を実施しているのが529館とされ、ボランティアたちが布の絵本を製作している図書館が75館あるとされている⁹⁾。1984年、練馬区立図書館では、障

6) Guidelines for Library Services to Babies and Toddlers, IFLA, ca. 2007, p. 7.
<<http://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/professional-report/100.pdf>>

7) 中川素子ほか編『絵本の事典』朝倉書店、2011、p. 415.

8) <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/statistics/2010.pub.html>

9) ここで紹介した布の絵本に関する統計データは、「平成22年度公共図書館における障害者サービスに関する調査研究」をもとにされた林左和子先生の原稿からの引用。

害者サービスを超えて、一般貸出がはじめられたという¹⁰⁾。

公立図書館の障害者サービスについては、対面朗読サービスが1970年に東京都立日比谷図書館によってはじめられ、図書館主導で全国に広まったとされるなど、図書館側の主導で行われたとの印象が強い。しかし、一般に、日本の公立図書館における児童サービスの普及・拡大・深化はボランティアの貢献が大きいとされるように、日本の公立図書館の‘布の絵本’の利用普及にもボランティアたちの働きかけが大きく、図書館側の積極性はあまりうかがえない。

4. 先行研究は（ほとんど）存在しない‘布の絵本’と著作権のかかわり

世界標準である国際図書館連盟のガイドラインでは、子どもたちのための図書館資料のひとつにあげられている‘布の絵本’を日本の公立図書館におけるサービスメニューに加え、このサービスを普及させようとしたとき、日本の著作権制度がそれを阻害しているか否か、どのような方向で対応することが望ましいかを論ずるのが、本稿の目的である。

CiNii Article, Google Scholar, ERIC にアクセスし、‘布の絵本’と‘著作権’、‘busy book’ ‘quiet book’ ‘cloth book’ と ‘copyright’ の組合せをキーワードとして検索してもヒットするものは1件も存在しない。日本においても、諸外国においても、‘布の絵本’と‘著作権’のかかわりについては、これまで研究の対象ともされてこなかったことが容易に認識できる。しかし、日本では冒頭に掲げたわたしが受け取ったメールでもわかるように関係者を悩ませるところがあるのに対して、外国では‘布の絵本’が積極的に作られ、お仲間を募っている人たちの運営するウェブページ¹¹⁾を見る限り、外国ではそもそも‘布の絵本’の制作者は著作権をほとんど障害とは認識し

10) 攪上久子「日本のバリアフリー絵本：その現状と可能性」『絵本学』8号(2006), 61-67, p.63.

11) たとえば、次のウェブページを参照。<<http://so-sew-easy.com/quiet-book/>>

ていないようにみえる。その容易に推測される理由は後程明らかにしたい。

5. ‘布の絵本’ の制作類型

‘布の絵本’ には、先行する著作物に依拠することなく①独自に創作されるものと、伝統的な‘紙の絵本’ もしくは第三者の創作した‘布の絵本’ を原著作物とする②二次的（派生的）著作物とがある。事物や数の概念とかを教えることを目的とするような‘布の絵本’ は、比較的にはほかに依拠することなく制作しやすいので①に属することが多いかもしれない。この場合の‘布の絵本’ の制作には著作権侵害の発生のしようがない。著作権法上問題になるのは、②の‘二次的（派生的）著作物’ に該当する‘布の絵本’ である。日本の著作権制度のもとでは、原則として、依拠した原著作物の著作（権）者の許諾が必要とされる。

‘二次的著作物’ である‘布の絵本’ が‘紙の絵本’ に依拠する場合には、等質な複製とはなり得ないので、とりわけ著作者人格権のうちの同一性保持権、著作権のうちの複製権、翻案権の処理が求められる。それ自体が創作的著作物とされる「ふきのとう文庫」等が商品として販売している‘布の絵本’ について、市場から特定の作品の‘布の絵本’ キットを購入し、マニュアル通りに製作し、他人に譲渡することには問題はない。「ふきのとう文庫」等の作品のデッドコピーを製作すれば複製権侵害となり、違法に製作された複製物がオリジナル作品と類似性を強く意識させながらも、異なる仕様、雰囲気をもつ場合には同一性保持権、翻案権侵害が付加される。

‘布の絵本’ については、日本では、その道の先達が製作講習を行ったり、‘布の絵本’ の作り方を内容とする図書やウェブサイトも少なくなく、先達の作品を模倣することが少なくない。このとき講習を行ったり、関係図書を公刊したり、関係ウェブサイトを開設したりしている先達にはこれら海賊版を著作権侵害として追及することはなく、むしろ‘布の絵本’ 制作の後継者の増加を喜ぶものと思われる。もっとも、その‘後継者たち’ はお手本とする原作品に使用された材料の入手が困難であったり、技術・力量が先達

とはかけ離れ、品質が大いに劣る二次著作物となりかねないおそれが大きい。もともと一点一点が手作りで、写字生が書き写した写本と同じような製作事情が支配するのでやむをえないことといえるのかもしれない。品質に劣る後行作品の製作をすべて著作権侵害として阻止すれば、公立図書館における利用の普及を阻むことになりかねない。

6. 著作権制限規定の発動

6.1 一般論として

一般には著作権法上許されない二次的著作物の‘布の絵本’であるが、その①製作目的、②利用の態様、③利用提供の対象の具体的な事情、状況が権利者の許諾を不要とし、‘布の絵本’のコピー製作が自由に行える場合を生み出す。

①製作目的については、母親が自分の子どもに対する愛情を確認し、いとしい愛児を喜ばせるためにデッドコピー、素人らしさが結果的に翻案としてしまっているような模倣布の絵本を製作することは、私的領域でのひそかな利用提供にとどまる限り、著作権法30条1項がこれを許容する。

②利用の態様については、公共図書館等の公的施設やボランティア（個人・団体）が「ふきのとう文庫」等の正規の商品である‘布の絵本’あるいは製作キットを受け入れ、購入し、それを非営利無償のサービス行為として読み聞かせたり触らせたり遊ばせたりする場合には著作権法38条1項が、これを貸し出す場合には同条4項によって許容される。第三者制作の‘純正’の‘布の絵本’を公共図書館業務や非営利無償のボランティア活動に活用することに問題はない。

③利用提供の対象については、視覚障害者等のための複製を定めた著作権法37条の3項が二次的著作物もしくは複製‘布の絵本’の社会的製作・利用に一定の効果を持ちうるように見える。ここでいう‘視覚障害者等’には、一般に視覚障害のほか、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障

害、入院患者等が含まれるとされる¹²⁾。この規定が公表された著作物へのアクセスを保障するために、「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」としているのは、「録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデジジー、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライト（録音に伴うもの、拡大に伴うもの）、各種コード化（SPコードなど）、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等」¹³⁾と理解されており、‘視覚障害者等’ という多くのさまざまな障害を持つ人たちに対して、‘布の絵本’ を利用提供しうることが分かる。

また、このような用途に‘布の絵本’ を業務上利用できる法的主体については、「福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」とされており、著作権法施行令は‘視覚障害者等のための複製等が認められる者’ をその2条に定めており、(a)国立国会図書館、(b)地方公共団体、公益社団法人または公益財団法人が設置する公共図書館、(c)大学図書館等、(d)学校図書館、(e) 国、地方公共団体または一般社団法人等が設置する‘障害児入所施設および児童発達支援センター’、‘視聴覚障害者情報提供施設’、‘障害者支援施設および障害福祉サービス事業を行う施設’、(f)養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム、および(g)文化庁長官から指定を受けたNPO法人、が掲げられている。専門図書館をのぞき、館種を問わず、多くの図書館が、著作権法37条3項但し書きがいうように、その作品につき、‘布の絵本’ が市場に存在しなければ‘視覚障害者等’ をサービス対象として、権利者に許諾を得ることなく、みずからもしくはボランティアの方たちを手足として‘布の絵本’ を制作、提供することができる。このとき、外国の作品を翻訳、変形または翻案することができ、日本語の作品については変形または翻案することができる（法43条4号）（後にもふれるが‘布の絵本化’ は‘変形’ に該当する）。また、‘視覚障害者等’ をサービス対象として作成された‘布の絵

12) 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（2010年2月18日）等を参照。

13) 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会「著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（2010年12月1日）。

本’は、他の図書館に譲渡して、同様に‘視覚障害者等’に利用提供することにも問題はない（法47条の10）。

これらの著作権制限規定によって、二次的著作物として‘布の絵本’を作成しうる場合においても、公正な慣行により排除されない限り、著作者の氏名等を含む出所明示が義務付けられる（法48条）。

6.2 紙の絵本から布の絵本を制作する場合の変形について

点字や音声を用いての‘視覚障害者等のための複製等’を定めた著作権法37条、字幕スーパーや手話、要点筆記を用いた‘聴覚障害者等のための複製等’を定めた同法37条の2は、障害者に情報知識へのバリアフリー・アクセスを支援するために、同法27条に定められた‘著作者が専有する翻訳権、翻案権等’を制限したものである。点字や手話というのは健常者等が日常生活に用いる書き言葉、話し言葉としての日本語とは異なる別の言語体系に置換えるもので、英語から日本語、ロシア語から日本語などへの翻訳と同じ性質を備えている。

‘布の絵本’については、視覚障害者等を対象としてこれを紙の絵本をもとにして二次的著作物として制作するときには著作権法37条を根拠とする。そこでは日常生活に用いられる日本語を超えて質感や動きなどから意味を読み取ろうとする‘読者’の主体的行為が期待されており、‘物言わぬ言語’への翻訳類似行為が要請されている。

視覚障害者等を対象とするかどうかを別にして、そもそも紙の絵本を‘布の絵本’化するという二次的著作行為自体は翻案というよりも、また後にとりあげる変形を云々するのではなく、他の言語体系への‘翻訳’と考えたほうがよい部分をもつかもしれない。

林左和子先生からいただいたメモにこのようなエピソードが書かれていた。2013年に静岡芸術文化大学で絵本学会の大会が開催されたとき、参加された絵本作家や著作権を管理している団体の関係者のなかには、「原作品の世界が正しく利用者に伝わるのだろうかとの懸念があっても、（ボラン

ティアの人たちから)「‘さわる絵本’や‘布の絵本’に変換させてほしい」との申し出を受けたとき、拒否しにくい」という趣旨に受け取れる発言をする人がいたということである¹⁴⁾。しかし、うえのように考えると、紙の絵本の絵と文字の表現空間を布とその他の小間物によって醸し出される手指を通じた質感と動きの表現空間に置換すること自体が言語・コミュニケーションの位相を大きく異にするものように思える。

‘布の絵本’は、紙の絵本を原著作物として製作された二次的著作物であってさえ、主として視覚に依存する紙に印刷された市販の絵本の代用品ではなく、手指の動きと触覚で‘読む’まったく独自の機能と用途をもった別のもので理解されるだけでなく、‘布の絵本’を「独自の児童文化ジャンルに位置づけるべき、(通常の)「絵本」ではない文化財」と説く者もいる¹⁵⁾。余計なことを付け加えれば、‘布の絵本’は乳幼児に与えられ、子どもへの移行期に読書興味を誘発させるものとの認識が一般的であるが、高齢者を対象に加える‘よこはま布えほんぐるーぷ’の活動もみられる¹⁶⁾。

7. ‘布の絵本’の本来的利用はなにか？

図書館とその手足のボランティアが権利者に許諾を得ることなく自由に作成した、オリジナル作品ではない‘布の絵本’を‘視覚障害者等’を超えて、図書館で健常児を含む一般市民に対して展示をしたり、‘視覚等障害児’を超えて‘布の絵本’を使って読み聞かせをすれば、著作権法37条3項の定めを超え、目的外使用となり、違法に複製、翻訳、変形または翻案を行ったものとみなされる(法49条1項1号、2項1号)。障害者支援の出版活動に熱心で、布の絵本研究連絡会の事務局も務める偕成社もまたその運営するホームページのQ&Aで「(パネルシアター・ペープサート・エプロンシア

14) 林左和子先生からの手紙。

15) 棚橋美代子「第9章「布の絵本」は絵本か」(棚橋美代子ほか『絵本論：この豊かな世界』創元社、2005、p.139.)

16) 阪田容子「池上従子(よりこ)さんのこと：「よこはま布えほんぐるーぷ」初代代表」『明治大学司書課程年報』2008.3 (No.8)、pp.3-4.

ター・人形劇・布の絵本など) 絵本を元にした(二次的)制作物を作成したい」との質問に対する答えとして、「著作権者の許諾が必要です。著作物利用許可申請書をFAXしてください。著作権者の確認を得て、こちらからご連絡いたします」としており¹⁷⁾、日本の現行法からすれば当然そうだろうと思われる。

しかし、‘布の絵本’は必ずしも障害をもつ人たちを対象とするものではない。十分な議論を重ねることなく、半可通なまま二次的著作物としての‘布の絵本’は著作権許諾をとる方向に向かっているようにも感じられる。一般の乳幼児が児童図書への移行期に‘布の絵本’を必要としており、少数派公共図書館のなかには核家族で育児に悩む家庭への子育て支援サービスのひとつに該当すると考え、‘布の絵本’を館内で利用提供するほか、一般にも貸出しているところがある。

‘布の絵本’は「絵本+遊具性・教具性」を本質とし、一般の乳幼児とその保護者向けに作成されるもので、関係職員等や親が読み聞かせたり、また乳幼児がおもちゃのように布、フェルト、ファスナー、ボタン、紐、マジックテープなど、‘布の絵本’を構成する素材の個々をとめたり、はずしたり、ひっぱったり、おしついたり、ほどいたり、むすんだり、乳幼児が手指を使って、考えるものであるともいわれる¹⁸⁾。一部の(専業)メーカーをのぞき、日本の1点、1点がハンドメイドの‘布の絵本’製作は、もっぱらボランティア頼みであるが、最近では裁縫技術に長けた専業主婦が大幅に減少し、社会構造的にもボランティアの製作後継者が先細りである。このように‘布の絵本’の制作・製作にあたるボランティア人材に乏しく、その製作に多大の時間が必要とされ、價格的にも、市場規模からしても、‘布の絵本’を資本主義的商品として生産・流通させることは現状ではまず無理だと思われる。つくるのが大変、つくっても売れない‘布の絵本’の公立図書館を含

17) <http://www.kaiseisha.co.jp/faq/04.html>

18) たとえば、渡辺順子「日本における誰もが読める本の取り組み」を参照。

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/book/100703_ehon/watanabe.html>

む利用・提供を日本の著作権が邪魔をしているという現実がきちんと押さえられなければならないと思う。

8. ‘布の絵本’ とアメリカ連邦著作権法

8.1 一般的議論

日本と比較すれば一定の歴史を誇るアメリカの‘布の絵本’制作であるが、それを広く普及させようとしているウェブページを見ていると、‘touch-and-feel experience’ とか ‘cloth books for toddlers’ などの言葉が散らばり、障害をもつ子どもや人たちを超えて利用されていることがよく理解できる。

まずアメリカの連邦著作権法¹⁹⁾において、‘排他的権利の制限：視覚障害者その他の障害者のための複製’ という条文見出しをもつ 121 条の(a)項を見ると、「(著作権のある著作物に対する排他的権利を定める) 106 条の規定にかかわらず、許諾を得た団体が公表された非演劇的言語著作物のコピーまたはレコードを複製しまたは頒布することは、視覚障害者その他の障害者が使用するためのみに特殊な形式においてかかるコピーまたはレコードを複製しまたは頒布する場合には、著作権の侵害とならない」(下線は発表者が付した)と定めており、これは一見すると、日本法の 37 条 3 項と同様の趣旨もっているように見える。この条文に引き続き、‘許諾を得た団体’ とは、同条(d)項(1)号に「視覚障害者その他の障害者の訓練、教育または朗読もしくは情報へのアクセスの需要に関する特殊サービスを提供することを主たる任務とする非営利的団体または政府機関を意味する」との定義がある。また、同条同項(4)号に、‘特殊な形式’の定義が掲げられており「(A)視覚障害者その他の障害者が使用するためのみの点字、音声またはデジタル形式の文書を意味し、また(B)印刷指導教材に関しては、視覚障害その他の障害者

19) アメリカ連邦著作権法の条文については、公益社団法人著作権情報センターのホームページにあげられている翻訳を参考にした。

<<http://www.cric.or.jp/db/world/america.html>>

が使用するためのみに頒布される場合には印刷指導教材の大きな活字の形式を含む」(下線は発表者が付した)とされている。この条文の書きぶりからすれば、「特殊な形式」のなかに「布の絵本」を含ませる解釈はとりにくい。手許のアメリカの著作権実務に関する訳書にはこの条文につき「1996年修正著作権法は、許諾を得た団体が視覚障害者その他の障害者のために特殊な形式において著作物を複製することを免責した²⁰⁾と解説するのみで、法的にはほとんど問題とされてこなかったことが推知される。結局のところ、二次的著作物「布の絵本」は、障害者についても、次に述べる「フェアユース」の射程距離に入ってくるもののように理解できる。

本題ともいえる、一般の乳幼児等を対象として、公共図書館等において二次的著作物の「布の絵本」を製作し、利用提供することがアメリカ連邦著作権法ではどのように考えられるかについて検討することにしたい。ここでは、アメリカ図書館協会が発行しているケネス・D・クルーズ²¹⁾の手になる『ライブラリアンと教師のための著作権法：創造的戦略と実践的解決』²²⁾という書物を中心として考える。

「フェアユースはすべてのものを許容するわけではない」としながらも「フェアユースは、著作権法が権利者に与える諸権利の範囲が拡大してゆくことへの不可欠の平衡確保(an essential counterbalance)の論理」(p.53)であり、「知識の進歩(advancement of knowledge)と思想の交換(communication of ideas)にとって重要」であるとの認識が示されている。また、「1976年にフェアユースの規定が制定されて以来、フェアユースに関

20) エリック・J・シュワルツ(高林龍日本語訳監修)『英和对訳アメリカ著作権法とその実務』雄松堂, 2004, p.31.

21) ケネス・D・クルーズ(Crews, Kenneth D.)は長年インディアナ大学で著作権法の分野においてもくにフェアユースやその他の著作権が制限される事例について研究をされてきた。つい最近まで、コロンビア大学で学術雑誌の発行を支援する著作権相談部長(director of Columbia University's Copyright Advisory Office)を務められており、現在も同大学との仕事上の関係は残っているが、現在は出身地であるロサンゼルスに戻り、そこの法律事務所働かされている。

22) Kenneth D. Crews, Copyright Law for Librarians and Educators: Creative Strategies & Practical Solutions, 3rd ed. ALA, 2012.

する数百の判決例」(p. 59) がだされているが、「今日にいたるまで、裁判所は、図書館と教育の場におけるフェアユースについて直接的なガイダンスを与えたことはほとんどない」(p. 54) とも述べている。

本書の教えるところによれば、フェアユースの判断枠組みの4要素、すなわち(1)利用の目的および性質、(2)著作物の性質、(3)利用された部分の量および実質性、(4)著作物の潜在的市場への影響のうち、とくに第1の要素である‘利用の目的および性質’に関連する‘変形的利用’(transformative uses)の主張が二次的著作物‘布の絵本’を合法化しうるものと思われる。近時の「裁判所は“変形的な”(transformative)利用に好意的である。変形的利用は、ある歌のパロディのように、当該著作物が変更される(altered)か、変形され(transformative)なにか新しいものになるときに、発生する。変形的利用は、オリジナル著作物が意図した利用とは明らかに異なる、新しい方法もしくは文脈でそれが用いられるときに、発生する。たとえば、学術研究における著作物の利用は、著作物の利用を審美的な創作物から学術分析の対象へと変形する」(p. 60)との指摘がある。稀少性ということで第4要素を満たす二次的著作物‘布の絵本’は、平面的な紙の絵本を複雑な構成のものへと、また乳幼児等の利用という文脈に特化させた‘変形的著作物’(transformative works)である。

8.2 ケネス・D・クルーズ博士からの返信メール

アメリカの著作権制度に照らして‘布の絵本’がどのようにとらえられるのか気になり、うえに著書を引用したケネス・D・クルーズ博士にメールをした。2015年8月10日にその返信を得た。「あなたからメールを受け取り、うれしい」という書き出しではじまるメールには、次のように書かれていた。

「(アメリカ著作権制度における‘布の絵本’の位置づけに関する)あなたの質問は大変面白い。確かに、(言われるような場合、)‘布の絵本’はオリジナル作品の‘派生的著作物’にあたることは間違いない。そのことについて、考えてみましょう。アメリカ法の下では、家庭で一

冊の‘布の絵本’がつくられる場合にフェアユースにあたるかと問われれば、(アメリカの)どこの裁判所でも‘そうだ’と答えると思います。その行為は変形的(transformative)なものであり、家庭での利用のために1冊だけこしらえています。他方、販売のために‘布の絵本’を生産したり、消費者が自分の‘布の絵本’を製作するのを支援する型紙やキットを製造するのであれば、それはフェアユースに該当しません。おそらくどれくらいの数量がつくられるのか、その制作を営業的に行うのかどうかによって(フェアユースに該当するかどうか)決まると思います。」

予想通りの答えだった。‘布の絵本’の制作は数量と営利性の有無で権利者の許諾なく自由につくり、利用に供されるかどうかが決まる。日本のように、大半の二次創作の‘布の絵本’の製作がボランティアたちによる小規模零細生産であり、ほとんど製作に要した実費を求めることもなく、公立図書館に無償で供給し、晴眼児・健全児を含む一般市民の利用に供するような場合には、アメリカ法のもとではフェアユースに該当する。

図書館法3条柱書にその定めがあるように、「学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資す」るべき日本の公立図書館は、子どもの読書活動の推進に関する法律、文字・活字文化振興法等の関係法令の法意を参酌すれば、すでに一部の公立図書館で‘布の絵本’の一般貸出が行われていることも踏まえ、障害児サービスを超えて、ボランティアが製作した変形的利用の二次的著作物である‘布の絵本’の利用・提供に踏み出す論理の構築と立法に向けてのアドボカシーを展開すべきである。

(やまもと・じゅんいち／経営学部教授／2015年11月4日受理)

An Essay on Busy Books Reviewed from the Viewpoint of Copyright Law System

YAMAMOTO Jun-ichi

abstract

‘Quiet book’, ‘soft book’, ‘busy book’, ‘cloth book’, these words are the same thing. They are made from cloth, buttons, snaps, fasteners, magic tapes, strings, embroidery, and so on. They are mainly used by babies, and toddlers with and without handicaps. In Japan, busy books have been made mainly by volunteers for disabled children. Japanese Copyright Law permits anybody to uncommercially make busy books for disabled people.

Busy books can be divided into two kinds; one is original, the other is derivative. The stories and pictures of derivative busy books are gained from printed picture books. So the copyright of original printed picture books hinder the making of derivative busy books for the sake of healthy children. Under U. S. Copyright Law, these derivative busy books are allowed on the fair use doctrine, when the number of book made by volunteers is small. The author thinks that both of original and derivative busy books should be made by volunteers for every child, so that Japanese stakeholders have to spread active advocacy in order to change the construction and practice of their copyright law. If things would go well, Japanese public libraries could provide busy books to all users, the author hopes.